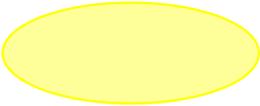
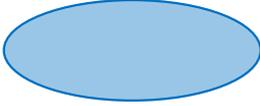


令和5年度 狩猟期における立入禁止区域図

狩猟者の皆さんへ

1. 入林される際は、管轄している森林事務所等に作業地の確認をして下さい。
2. 受理済みの入林届を持っている方でも、立入禁止区域内には立ち入りできません。
3. 立入禁止区域以外の国有林内でも作業しています。また、一般の方が入林されている場合もありますので、現地での各種標識等には十分注意して下さい。
4. 林道通行時は運転に十分注意して交通事故防止に努めて下さい。

凡	狩猟期間とおし 11月1日～3月15日	前期のみ 11月1日～12月31日	後期のみ 1月1日～3月15日	休猟区, 鳥獣保護区等 狩猟禁止区域	通行不可区間 (気象等により表示箇所以外も 通行不可となることがあります。)
例					

※立入禁止区域が判別し難い場合は、管轄している森林事務所または署までお問い合わせ下さい。

大隅森林管理署